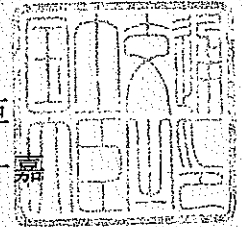


諮問文及び諮問理由

国道総第370号
令和2年2月28日

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣
赤羽 一嘉



諮 問

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領に基づき、令和2年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）の新規事業採択時評価について、ご意見を承りたい。

諮問理由

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ①直轄事業」において、「本省等は、当該事業の予算化について、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

また、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領第4 1 (3) ②1) 独立行政法人等施行事業（独立行政法人等が行う補助事業を除く。）」において、「本省等は、当該事業の予算化等について、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く」こととされている。

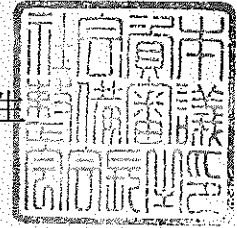
令和2年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）の新規事業採択時評価にあたり、同要領に掲げる「学識経験者等の第三者から構成される委員会等」として、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。



国社整審第57号
令和2年3月9日

道路分科会
分科会長 石田 東生 様

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生



令和2年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）
の新規事業採択時評価について（付託）

令和2年2月28日付け国道総第370号により当審議会に諮問された
令和2年度予算に係る道路事業（直轄事業、独立行政法人等施行事業）の
新規事業採択時評価については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1
項の規定により、当審議会道路分科会に付託します。

国道総第371号

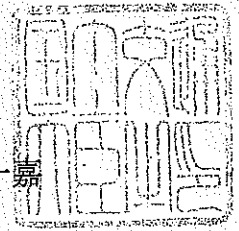
令和2年2月28日

社会資本整備審議会

会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣

赤羽 一嘉



諮 問

道路事業(別紙の事業)の事業主体、施行区分等について、ご意見を承りたい。

諮問理由

《事業主体、施行区分》

社会資本整備審議会道路分科会第3回事業評価部会（平成23年5月27日開催）において、一般国道での有料道路事業の活用に関し、事業の責任分担やプロセスを明確化するため、事業主体・施行区分の検討又は有料投資額の変更（約1割以上）に際して、社会資本整備審議会道路分科会事業評価部会で意見聴取するとされたところ。

また、「高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きについて」（平成21年3月4日国土交通大臣決定（平成24年4月17日一部改定））において、一般国道自動車専用道路の整備計画を決定及び内容変更する必要がある場合には、社会資本整備審議会道路分科会の議を経ることとされている。

上記を踏まえ、一般国道における事業主体・施行区分の検討又は有料投資額の変更、一般国道自動車専用道路の整備計画の変更を行うため、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。

《車線数の増》

高速自動車国道法施行規則 第三条において、「令第二条第四項第二号の国土交通省令で定める範囲内の増額は、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額とする」ととされている。

また、高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案の閣議決定（平成27年11月13日閣議決定）において、暫定2車線区間の4車線化等について、第三者委員会での議論等の透明性の確保策を前提としつつ、高速自動車国道の整備計画の変更等に係る手続の見直しを行うとしたところ。

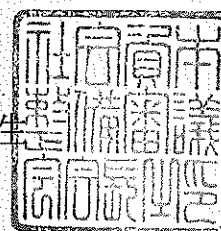
以上を踏まえ、整備計画変更にあたり、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。



国社整審第58号
令和2年3月9日

道路分科会
分科会長 石田 東生 様

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生



道路事業（別紙の事業）の事業主体、施行区分等について（付託）

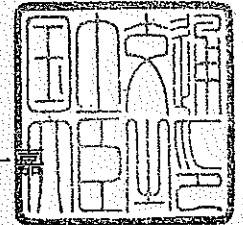
令和2年2月28日付国道総第371号により当審議会に諮問された道路事業（別紙の事業）の事業主体、施行区分等については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。

国道総第385号
令和2年3月9日

社会資本整備審議会

会長 進藤 孝生 様

国土交通大臣
赤羽 一嘉



諮 問

道路事業（別紙の事業）の整備計画の変更について、ご意見を承りたい。

諮問理由

高速自動車国道法施行規則 第三条において、「令第二条第四項第二号の国土交通省令で定める範囲内の増額は、国土交通大臣が、二人以上の学識経験を有する者の意見を聴いて、増額の事由に応じて必要と認める範囲内の増額とする」こととされている。

また、高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案の閣議決定（平成27年11月13日閣議決定）において、暫定2車線区間の4車線化等について、第三者委員会での議論等の透明性の確保策を前提としつつ、高速自動車国道の整備計画の変更等に係る手続の見直しを行うとしたところ。

更に、「高規格幹線道路等の事業実施に向けた手続きについて」（平成21年3月4日国土交通大臣決定（平成24年4月17日一部改定））において、一般国道自動車専用道路の整備計画を決定及び内容変更する必要がある場合には、社会資本整備審議会 道路分科会の議を経ることとされている。

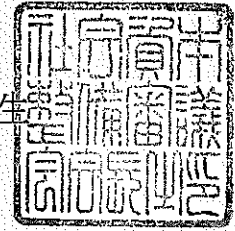
以上を踏まえ、整備計画変更にあたり、社会資本整備審議会にご意見を承るものである。



国社整審第60号
令和2年3月9日

道路分科会
分科会長 石田 東生 様

社会資本整備審議会
会長 進藤 孝生



道路事業（別紙の事業）の整備計画の変更について（付託）

令和2年3月9日付国道総第385号により当審議会に諮問された道路事業（別紙の事業）の整備計画の変更については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、道路分科会に付託します。